

| 要 望 事 項 | 都 の 対 応 |
|--|---|
| <p>一 國際戦略総合特区における支援措置の一層の拡充</p> <p>都は、昨年12月に国際戦略総合特区「アジアヘッドクオーター特区」の指定を受け、アジア地域の業務統括拠点・研究開発拠点や外国企業の誘致をめざして法人実効税率の軽減などの措置を予定しているが、東京がアジアの都市間競争を確実に勝ち抜いていくため、固定資産税の減免など誘致促進の効果が高い更なる措置を図られたい。</p> <p>また、これらの措置については、既に特区区域に拠点を置く企業、特区外から特区内に拠点を移転する企業に対しても適用されたい。</p> | <p>一 アジアヘッドクオーター特区が目標とする外国企業誘致のためのインセンティブとして、都独自に法人事業税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税の減免を行うことを予定しています。</p> <p>外国企業を新たに特区へ誘致し、新規需要や高付加価値を創出することにより、我が国の成長を牽引することを目指していることから、新規に設立された法人を優遇措置の対象と考えています。</p> <p>(知事本局)</p> |
| <p>二 民間によるB C P (事業継続計画)、D C P (地区業務継続計画) の強化に資する施設整備への支援措置の導入</p> <p>都と連携した民間の防災対策を推進するため、民間のB C P (事業継続計画)、D C P (地区業務継続計画)の強化に寄与する以下のような施設につき、容積率の緩和や税制、補助制度による支援措置の導入を図られたい。</p> <p>なお、当協会は国に対して、防災備蓄仓库、非常用発電機等の防災設備を設置するために必要な床面積相当分の固定資産税(家屋)を免除する税制の創設を要望しているところであり、都においてもその実現に向けて支援されたい。</p> <p>1 自立分散型エネルギー施設</p> <p>D H C (地域冷暖房施設)、蓄電池設備 等</p> <p>2 災害時インフラ施設</p> <p>非常用発電機、防災井戸、汚水貯留槽 等</p> <p>3 ハイレベル耐震施設</p> <p>免震構造、制震構造 等</p> <p>4 地域防災関連施設</p> <p>防災備蓄仓库、地域防災センター 等</p> | <p>二 都は、帰宅困難者対象として、民間企業等による一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保に向けた取組を推進するため、防災備蓄仓库の整備の促進や固定資産税等の減免などの支援策を「東京都帰宅困難者対策実施計画」としてとりまとめました。今後この計画に基づき、取組を推進します。</p> <p>平成25年度予算額 1,723,224千円</p> <p>(総務局)</p> <p>固定資産税は、課税客体と地域との密着性、課税客体がどの自治体にも存在するという普遍性、行政サービスとの高益性などの特長を持つ、地方自治体の基幹税目となっています。</p> <p>政策税制は、特定の政策目的のための措置として、公平、中立、簡素であるべき税制の基本原則の例外として設けるものであり、その政策目的や効果などを十分に吟味しつつ、真に有効な分野への集中、重点化を徹底する必要があります。</p> <p>(主税局)</p> <p>東京都では、優良な都市開発事業において、都市開発諸制度や都市再生特別地区の制度を活用し、防災に資する施設の導入を誘導しており、引き続き、その促進に向け、取り組んでまいります。</p> <p>なお、平成24年9月に、建築基準法施行令の一部が改正され、蓄電池設備や非常用発電機、防災備蓄仓库などを設ける場合、その床面積は容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入されないこととなりました。</p> <p>(都市整備局)</p> |

| 要 望 事 項 | 都 の 対 応 |
|---|--|
| 三 緊急輸送路沿道の耐震改修ビルに対する固定資産税（家屋）の減額 | 都是、平成 24 年 5 月に「東京都省エネ・エネルギー・マネジメント推進方針」を策定しました。 本方針では、目指すべき「スマートエネルギー都市の姿」を気候変動対策に先導的に取り組むとともに、災害に備え、かつ、都市の魅力と知的生産性の向上を図るため、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する都市とする基本的な考え方を示しました。そして、その実現のためには、節電・省エネルギーの技術やノウハウを最大限に活用し、低炭素・自立分散型エネルギーの利用が進み、エネルギー利用の更なる効率化を実現するエネルギー・マネジメントの仕組みが組み込まれた都市づくりが重要であると考えており、自立・分散型エネルギー源の確保などの事業を実施していきます。 平成 25 年度予算額 オフィスビル等事業所の 創エネ・エネルギー・マネジメント促進補助制度 地域と連携した環境政策推進のための区市町村補助制度 |
| 三 建築物の耐震化は都の喫緊の課題であり、他の政策手段と組み合わせながら税制の活用を図ることは重要であると認識しています。 | 特に、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は、路線全体で一貫的に進めていく必要があることから、耐震改修を施した事業用建築物については、固定資産税等の減額などの税制上の優遇措置を講じるよう、所管局から国へ提案要求を行っているところです。 (主税局) 当協会は、こうした観点から、国に対し、耐震改修を実施したビルに対して固定費資産税（家屋）を 3 年間 5 割減額する措置を講じるよう要望しているところであり、都においても実現に向けて支援されたい。 |

| 要 望 事 項 | 都 の 対 応 |
|--|------------------|
| <p>四 環境確保条例における温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度の抜本的見直し</p> <p>1 温室効果ガスの削減は、国際的な合意のもと、我が国が国家戦略として法令に基づき展開すべき施策である。わが国では、国会が批准した国際的な合意である京都議定書を根拠として、温室効果ガスの削減に関する法的枠組が構成されているものの、同議定書の第一約束期間（2008～2012年）経過後の国際的枠組みは未だ定まっていない。</p> <p>こうした状況の下で、環境確保条例の2013年以降の削減義務及び削減義務率は、国内法及び国際法上、何を根拠として定めるものであるのか、その法的根拠を明らかにされたい。</p> <p>1 温室効果ガスの総量削減義務と排出量取引制度</p> <p>近年、温暖化の影響が指摘される異常気象は増えており、地球環境の異変は深刻さを増してきています。今後、温室効果ガスの大規模な削減が必要となる中で、東京の活動を維持しさらなる成長を可能とするためには、都市としてのエネルギー効率を高めることが不可欠です。</p> <p>また、エネルギー消費に由来する温室効果ガスの約7割は、都市から排出されています。エネルギーの大消費地としての責務として、都は総量削減義務と排出量取引制度（以下、「本制度」）をはじめとした様々な温暖化対策に率先的に取り組んでいます。</p> <p>我が国法律である「地球温暖化対策推進法」において、地方公共団体の責務として、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進することが求められています。</p> <p>また、同法では、地方公共団体は、温室効果ガスの排出量削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）を策定するものとされ、実行計画の中では、区域の事業者が温室効果ガスの排出抑制等に関する活動の促進に関する事項を定めるとしています。東京都においては、この実行計画にあたる「環境基本計画」を平成20年3月に策定し、目標を定めるとともに、本制度の導入を計画したところです。</p> <p>本制度は、導入前にステークホルダーカンファレンスを開催して意見交換を行ったところです。本制度は、導入前にステークホルダーカンファレンスを開催して意見交換を行ったところです。</p> <p>「都と一緒に実施してきたこれまでの温暖化対策（省エネ）が、震災後の節電対策の検討に大きく役立った」という事業者からの声も複数寄せられたおり、本制度は、大規模事業所の温室効果ガスの削減はもとより、節電にも多大な効果があり、都が目指すスマートエネルギー都市を実現するために大変重要な制度であります。</p> <p>（環境局）</p> | |

| 要 望 事 項 | 都 の 対 応 |
|--|--|
| <p>2 本制度は、テナント専用部におけるテナントの事業活動に起因するCO₂増加の責任をビルオーナーに求めるものとなっていいる。東京都は、テナント事業者にビルオーナーの削減対策に協力する義務を課す等により、オーナーとテナントが一体となった取組の推進を求めていいるとしているが、制度そのものが原因者責任の原則に本来反している状態に向ら変わりはないと言わざるえない。</p> <p>こうした観点から、本制度については原因者責任の原則を踏まえた抜本的な見直しを図られたい。</p> <p>3 上記1の国内法及び国際法上の根拠が明確に示されず、上記2の原因者責任の原則を踏まえた制度の抜本的な見直しが行われないまま、2015年以降の後期計画期間の削減義務が実施されることのないよう、東京都議会において慎重な審議を進められたい。</p> | <p>2 テナント専用部におけるビルオーナーの責任</p> <p>テナントビルの温室効果ガスの削減には、オーナー、テナント両者の協力が不可欠です。このため、都ではテナント事業者にも温室効果ガス削減に向け義務を課しています。具体的には、すべてのテナント事業者に所有者の削減対策に協力する義務を、一定規模を超える特定のテナント事業者には、テナント事業者独自の対策の計画書を作成・提出し、計画的に対策を推進する義務をそれぞれ課しています。</p> <p>オーナー、テナントにおいてそれぞれ課されている義務は異なりますが、オーナーとテナントが一体となって削減義務の履行に向けて取り組むことを求めています。</p> <p>これによつて、テナント自らも削減対策を取り組むようになり、またオーナーとテナントが協力して取り組む体制が整つてきていたこともあり、平成23年は電力使用制限令の施行前の早い段階から対応できる体制を構築し、対象事業所の多くが円滑に無理なく賢い節電に対応できましたところです。</p> <p>本制度の対象者に「23年度に実施した節電アンケートでも「オーナーに対して対策の提案をした」というテナントが8割にのぼっており、無理のない節電が定着した24年度でも5割にのぼっています。これらの取組のほとんどは、電力使用制限令の発令されていない平成24年も23年に引き続き実施しているものです。また、「本制度によりテナント協議会が設置されることになり、そのため他のテナント事業者の取組状況も共有され、対策が講じやすくなつた。」という事業者の声もいただいています。</p> <p>都は、これまでに計画書に基づくテナント事業者の指導やテナント対策セミナーを通じ、継続してテナント事業者の削減対策を促しており、今後ともビルオーナーへの支援を積極的に実施していきます。</p> |
| (環境局) | |